

令和8年 第3回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和8年3月27日（金） 午後2時00分～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員(18人)

会 長	1 番	本木下 裕一		
会長職務代理	2 番	大隣 初美		
委 員			4 番	吉崎 久男
			5 番	東垂水 勝秀
	6 番	松永 克生	7 番	高江 京子
			8 番	永山 明美
	9 番	福元 幸志	10 番	松蘭 勝郎
			11 番	下之門 信洋
	12 番	山下 信一郎	13 番	大坪 幸博
			14 番	桑代 純一
	15 番	栢川 明子	16 番	松村 孝徳
			17 番	池田 慎
	18 番	梶山 俊孝	19 番	宮原 俊郎

4. 欠席委員(1人)

3 番 月野 貴大

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 13 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第 6 議案第 14 号 農地法第 3 条許可の取消について
- 日程第 7 議案第 15 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 8 議案第 16 号 農地法第 5 条許可の取消について
- 日程第 9 議案第 17 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
- 日程第 10 議案第 18 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日程第 11 議案第 19 号 非農地証明願について
- 日程第 12 報告 令和8年度農業委員会当初予算について
- 日程第 13 その他

- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田原 一豊
農政係長 折尾 武志 赤崎 隆明
農地係長 神村 洋一 小松 綾華 中村 智治

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 00 分

- 事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
今月の農業委員会憲章朗読は、桑代委員になりますのでよろしくお願
いたします。
(農業委員会憲章 朗読)
御着席願います。
- 議 長 それでは、出席確認を行います。月野委員から一身上の都合により、欠席
届が提出されております。
ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。
これより令和 8 年第 3 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。
- 議 長 まず会長諸般の報告でございますが、別添 1 の主要行事経過及び予定を
ご覧いただきたいと思えます。(諸般の報告をおこなう。)
- 議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。
事務局長 (諸般の報告をおこなう。)
- 議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はござい
ませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。
会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のう
え、自分の議席番号を言ってから発言してください。
- 議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。
会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、15 番栢川委員、
16 番松村委員を指名し、会議書記に農政係長を指名いたします。
- 議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日 3 月 27 日の 1 日間で御異議ござい
ませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長 資料2の日程第3「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。

事務局 説明致します。3からでございます。

農用地利用集積等促進計画の合意解約による通知事案が58件ございました。

貸人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんほかです。貸人主導によるもの3件、借人主導によるもの55件です。

地目の内訳は、田24筆17,260㎡、畑73筆94,555㎡、山林等(現況畑)5筆4,178㎡の合計103筆117,123.22㎡で、颯娃地域29件、知覧地域17件、川辺地域12件です。

続きまして8です。

農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案2件についてです。

本件は、農地法第3条許可(H19.6月)による賃貸借契約の解約になります。貸人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんほかです。

解約の理由は、中間管理事業への載せ替えによるものです。

以上で説明を終わります。

議長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、資料9の日程第4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 資料は10からになります。

今回は、新規認定3件、更新11件です。

新規認定の3件につきましては、颯娃地域1件、知覧地域2件で営農類型は茶です。再認定の内訳としては、颯娃地域10件、知覧地域1件です。営農類型としては茶(複合含む)7件、甘藷及び露地野菜等4件です。

以上で説明を終わります。

議長 只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 次に、資料15の日程第5 議案第13号「農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について」を議題とします。

現地調査員の報告をお願いいたします。〇〇委員お願いします。

○番委員

報告いたします。

16 頁の審議番号 1 番です。関連資料は別冊 1 頁からになります。

申請人は、南さつま市の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇番 ほか 2 筆の畑 計〇〇㎡で〇〇自治会に位置します。

申請人は、近隣市及び市内で〇〇を営んでいる個人です。事業拡大に伴い申請地を借り受け、〇〇を整備するものです。

申請地の北側は市道に、東側は里道に、南側・西側は山林に接しています。現状のまま利用し、緩衝地を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させ地下浸透させます。日照・通風等については、〇〇として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
事 務 局

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

審議番号 1 番については、用途区分の変更となっています。

営農に必要な施設の用に供される〇〇に該当する施設です。〇〇につきましては、令和〇年頃から農地法の許可を得ず、〇〇のための〇〇として使用していたため、追認での変更申出となっていますが、やむを得ない変更であると判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今、説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 13 号「農業振興地域整備計画変更（案）について」は、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長

次に、資料 17 頁の日程第 6 議案第 14 号「農地法第 3 条許可の取消について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局

説明いたします。議案は 18 頁、議案資料は 6 頁からでございます。

借り人は鹿児島市の〇〇〇〇、貸し人は同じく鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番 畑〇〇㎡で〇〇〇〇、権利の種類は〇〇権です。

取消理由につきましては、〇〇〇〇の結果、〇〇〇〇が困難である見込みとなったためとの事です。

許可から〇年経過後の取消願いとなった事に関しましては、先ほど説明致しました〇〇〇〇を探る中で〇年の期間が経過したとの事です。

なお、現地は現在、〇〇として営農されている状態であることを確認しております。また、借り人である〇〇〇〇は、〇〇〇〇事業を行っていることは確認しております。

ちなみに総会後の、その他説明において〇〇〇〇について説明を予定しております。全体的な部分では、その際に説明致します。

以上で説明を終わります。

議 長 只今、説明のありました案件について、審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 14 号「農地法第 3 条許可の取消について」は、申請どおり取り消すことに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号に係る案件については、申請どおり取り消すことに決定いたします。

議 長 次に、資料 19 頁の日程第 7 議案第 15 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

事 務 局 説明をいたします。議案資料 20 頁～23 頁、別冊資料 9 頁～11 頁の第 3 条所有権移転 15 件でございます。

譲渡人は静岡市の〇〇〇〇さんと鹿児島市の〇〇〇〇さんで、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申請です。

地目の内訳は、田 2 筆 900 m²、畑 18 筆 19,035 m²、合計 20 筆 19,935 m²です。理由につきましては、規模拡大 10 件、自給的農業 3 件、相手方の要望 2 件です。

10a 当たりの取引価格につきましては、42 千円から 1,000 千円程度です。10a 当たりの取引価格の平均につきましては、289 千円でございます。

地域別では、穎娃地域 7 件、知覧地域 6 件、川辺地域 2 件です。

農地法第 3 条申請につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断については、申請書及び現地調査、必要に応じて申請者への聞き取りにより審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

○番委員
事務局

1番の2人経営面積が同じなのはなぜか。

両名とも同じ農家台帳に記載があるため、耕作は行っていないが台帳面積を記載している。

議長
委員
議長

他にありませんか。

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第15号「農地法第3条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第15号の全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長

次に、資料24の日程第8議案第16号「農地法第5条許可の取消について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

事務局

説明いたします。議案は25、議案資料は12からでございます。

先ほどの第3条許可取消と同様であります。農地法第5条については〇〇許可の取消となります。

借り人は鹿児島市の〇〇〇〇、貸し人は同じく鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番 畑〇〇㎡で転用目的は〇〇〇〇〇、権利の種類は〇〇権、〇〇〇〇となっていました。

申請地、取消理由につきましては、農地法第3条取消と同様ですので省略いたします。

以上で説明を終わります。

議長

只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第16号「農地法第5条許可取消について」は、申請どおり取り消しを許可することに御異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって議案第16号に係る案件については、申請どおり取り消しを許可することに決定いたします。

議長

次に、資料26の日程第9議案第17号「農地法第5条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。〇〇委員お願いします。

○番委員

報告いたします。

27 頁の審議番号 1 番です。関連資料は別冊 15 頁からになります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の一部の畑 ほか 1 筆 計〇〇㎡で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内の〇〇に居住する〇〇で、〇〇が手狭になり、申請地を取得し〇〇を建築しようとするものです。

申請地の北側・西側は畑に、東側は市道に、南側は山林に接しています。現状のまま利用しますが、境界によろ壁を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させ道路側溝へ放流します。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、〇〇であり建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

尚、分筆した畑への通行の為、一部は通路に残します。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、〇〇委員お願いします。

○番委員

報告いたします。

28 頁の審議番号 2 番です。関連資料は別冊 19 頁からになります。

借り人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇です。貸し人は、同じく知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑〇〇㎡で〇〇自治会近くに位置します。

申請人は、市内で〇〇を営む〇〇で、事業拡大に伴い、申請地を借り受け、〇〇〇〇を整備するものです。

申請地の北側は里道に、東側は畑に、南側は宅地に、西側は畑（現況雑種地）に接しています。現状のまま利用するので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させ道路側溝へ放流します。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、〇〇委員お願いします。

○番委員

報告いたします。

29 頁の審議番号 3 番です。関連資料は別冊 24 頁からになります。

譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、大阪府〇〇の〇〇〇〇さんと東京都〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑〇〇㎡で〇〇自治会に位置します。

申請人は、申請地の道路向かいで〇〇を営む〇〇です。経営する〇〇〇

〇の経営規模拡大に伴い、既存の〇〇が手狭になったため、申請地を取得し〇〇として利用しようとするものです。

申請地の北側・東側は国道に、南側・西側は畑に接しています。現状のまま利用するので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させ地下浸透させます。日照・通風等については、〇〇として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、30 ㊦の審議番号4番です。関連資料は別冊 30 ㊦からになります。

借り人は、南さつま市の〇〇〇〇さんです。貸し人は、同じく南さつま市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇番 ほか3筆の畑 計〇〇㎡で〇〇自治会に位置します。申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農業振興地域整備計画変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長
事 務 局

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

申請に係る一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので適当であると判断されます。

審議番号1番と3番の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

審議番号2番の農地区分は、市の農業振興地域整備計画に定められた農用区域内にある農地であり、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

なお、通常ですと転用許可申請と同時に、農振地域の農業用施設用地への区分変更も同時申請する流れですが、本件については、農業用施設用地への区分変更済である事を確認しております。

また、本申請のうち〇〇〇〇につきましては、申請地南側の隣接地に〇〇を整備した平成〇年頃、農地法の許可を得ず、整備、使用していたため、追認での申請となっていますが、やむを得ない申請であると判断されます。

この他、資料 21, 22 ㊦をご覧くださいますと、申請地の西側隣接地にも、地目が畑のままの農地がございます。現地調査時に、確認した際には、現況としては、〇〇が設置されている訳ではないものの、〇〇がなされている状況でした。この件について確認したところ、この農地は相続登記がなされておらず、現在、相応の人数に膨らんだ相続人に同意を得ている最中で

あり、今回○筆分申請は出来ない状況であったとのことでした。今後は、相続登記を進め、追認申請を予定していると事です。

相続登記については、令和6年度から義務化されてはいるものの、農地バンクでの貸し借りもスムーズにはいきませんし、売買することもできませんので、転用し有効活用することもできない事になるところです。

審議番号4番の農地区分は、議案30号をご覧ください。

申請のある○筆のうち、○○○○の○筆については、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

残り○筆の○○○○については、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断され、○○として利用することから、第1種農地の不許可の例外である『農業用施設等』に区分されます。

また、本申請のうち○○につきましては、令和○年頃から農地法の許可を得ず、整備、使用していたため、追認での申請となっていますが、やむを得ない申請であると判断されます。

本件については、○○○○設置となっております。本件が一時転用としての一時的置き利用でなく、恒久転用としての申請となった理由につきましては、借り人は○○○○の経営面積があり、今後も規模拡大を予定している中で、多い時で○○○○更新を自らで行う予定であり、その資材確保としてある程度の規模で購入する○○○○として、また、○○○○として、営農を継続する間は必要な○○○○であるためとの事です。

なお、審議番号2番、4番につきましては、農用地区域内農地及び第1種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第17号「農地法第5条許可申請に対する許可について」は、審議番号2番、4番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、その他の2件については申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第17号については、審議番号2番、4番については、許可相

当で県農業会議へ意見聴取することとし、その他の2件については申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、資料31の日程第10 議案第18号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

事務局 議案は32からになります。今回の契約開始は令和8年6月1日開始分となっています。利用権を設定する者は鹿児島市の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん ほかです。

設定面積は、田38筆32,143㎡、畑370筆576,889㎡の合計408筆609,032㎡で穎娃地域225筆、知覧地域121筆、川辺地域62筆となっております。

今回の6月1日開始分408筆のうち、内訳として新規分が124筆、前回基盤法が118筆、前回農地バンクが163筆、前回3条分が3筆として、表の一番右列の前契約情報及び46に表示してあります。

次に、所有権移転の契約について説明いたします。表は貸借の利用権設定の賃借合計と同じく47になります。今回、農地中間管理事業の農地売買等事業により、所有権移転を行う旨の申請がありました。

農地バンクが農地の買入れを行う場合の農地利用集積等促進計画案の作成にあたって、総会においてより意見聴取を行うこととなっております。

所有者は鹿児島市の〇〇〇〇さん、担い手は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

設定面積は〇〇㎡で川辺地域〇筆となっております。

以上、すべての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、〇〇委員〇番、〇〇委員が〇番、〇〇委員が〇番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので採決いたします。

議案第18号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない

案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 18 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。

御異議ございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 それでは、関係委員の退室を求めます。

(退 室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 18 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

(入 室)

議長 関係委員に報告いたします。

議案第 18 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、資料 48 頁の日程第 11 議案第 19 号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。〇〇委員お願いします。

〇番委員 報告いたします。

49 頁の審議番号 1 番です。関連資料は別冊 35 頁からになります。

申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇番 ほか〇筆の畑 計〇〇㎡で〇〇自治会ほかに位置します。

①②については、元々は〇〇を植栽していましたが、伐根しカヤを植栽していましたが、〇〇の営農形態の変更でカヤが不要になり畑の管理がされなくなったため、竹や雑木が繁茂して現在に至っています。

③については、山林である隣地とあわせて山林として購入しましたが、〇〇と錯誤登記されたと思われる。雑木等が繁茂して現在に至っています。

④については、山林である隣地とあわせて畑として購入し、カヤを植栽していましたが、〇〇の営農形態の変更でカヤが不要になり畑の管理がされなくなったため、雑木等が繁茂して現在に至っています。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
事 務 局
ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。
補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を、原野については竹、雑木、雑草等の植生の状態を、考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長
只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長
「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第19号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員
議 長
「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第19号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議 長
次に、本日別冊で追加議案の提出がありました、議案第20号「令和8年度最適化活動の目標設定等の承認について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

事 務 局
資料は、追加議案書2冊からになります。

資料により説明。

以上で説明を終わります。

議 長
只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長
「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第20号「令和8年度最適化活動の目標の設定等の承認について」は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委 員
議 長
「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって議案第20号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長
次に同じく追加議案第21号「事務局職員の任命について」を議題とします。

事務局長の説明を求めます。

事 務 局
資料は別冊になります。

資料により説明。

以上で説明を終わります。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり
議 長 質問、御意見がございませんので採決いたします。
議案第21号「事務局職員の任命について」は、原案どおり承認することに御異議
ございませんか

委 員 「異議なし」の声あり
議 長 異議なしと認めます。
よって議案第21号については、原案どおり承認することに決定いたしました。
これについては、4月1日の発令となります。

議 長 資料は戻っていただきまして、資料50の日程第12 「令和8年度農
業委員会予算について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和8年度当初予算の主要事業に係る概要を説明。
議 長 只今、事務局から説明のありました案件について、質問、御意見はござ
いませんか。

委 員 「なし」の声あり
議 長 質疑なしと認めます。
只今の案件につきましては、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 次に、日程第13「その他」でございますが、委員の方々から何かござい
ませんか。

○番委員 農地バンクへの移行で1年経ちました。1年間総括して頂けないか。
事 務 局 現状の報告
委 員 「なし」の声あり
議 長 ないようでございますが、事務局は何かありませんか。
事 務 局 第3条・第5条取消等に係る関連資料の説明
議 長 他にないですか。
事 務 局 活動記録簿の記載について説明
議 長 他にないですか。
事 務 局 今後の日程について連絡
議 長 その他にありませんか。
委 員 「なし」の声あり
議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は
終了いたしました。
これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和8年第3回南九州市農業委員会
総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時20分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 15番 _____

会議録署名委員 16番 _____